

2024（令和 6）年 8 月 23 日
人権生活環境部 廃棄物対策課

「伊賀市一般廃棄物処理基本計画」の見直しについて

1. 現在の「伊賀市一般廃棄物処理基本計画」について

（1）概要

2008（平成 20）年 1 月に策定しました「伊賀市一般廃棄物処理基本計画（ごみ編）」に基づき、ごみの減量化およびリサイクル化を推進してきました。

また、2007（平成 19）年 12 月に策定しました「伊賀市生活排水処理基本計画」に基づき、し尿および生活排水を適正に処理し、処理後の汚泥を適正に処分してきました。

これらの計画が、2015（平成 27）年度に目標年度を迎えたことから、今後 10 年間の一般廃棄物処理の指針とする新たな「伊賀市一般廃棄物処理基本計画」を策定しました。

（2）位置付け

廃棄物の処理および清掃に関する法律第 6 条第 1 項に基づく一般廃棄物処理基本計画

（3）期間

2016（平成 28）年度から 2025（令和 7）年度（10 年間）

（4）基本方針

◆ごみ処理基本計画

市民・事業者・行政の 3 者が互いに協力し合い、循環型社会の形成を推進します。

将来のごみ処理の広域化を基本理念とし、過渡的な対応として可燃ごみ処理を民間委託します。

分別を徹底して、資源化の推進と効率性を向上させます

環境保全とごみ処理の効率の両面からみた、適切なごみ処理体制を構築します。

◆生活排水処理基本計画

生活排水の適正処理を推進します

新しいし尿処理施設を整備します

2. 今後の見直しについて

計画の期間が 2025（令和 7）年度を終了とすることから、現在の「伊賀市一般廃棄物処理基本計画」の見直しを行います。

伊賀市ごみ減量・リサイクル等推進委員会へ見直し内容についてご意見をお伺いします。